

Q1 どうして災害廃棄物を受け入れる必要があるのですか。

- 令和6年能登半島地震の被災地では、損壊家屋等の解体・撤去に伴う災害廃棄物が大量に発生しており、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図る観点から、これらを適正にかつ円滑・迅速に処理を進めることが急務になっております。

被災地では現在、建物の公費解体が進みつつある状況であり大量の災害廃棄物が発生していることから、石川県より東京都に対して広域支援要請があり、東京都では「令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書」を締結し、区部、多摩地域において石川県輪島市、珠洲市の災害廃棄物の受入処理を開始しており、立川市クリーンセンターにつきましても、災害廃棄物の受け入れを行うことといたしました。

Q2 石川県の自治体のうち、どこの市町の災害廃棄物を受け入れるのですか。

- 輪島市と珠洲市から受け入れます。

Q3 いつから広域処理が始まるのでしょうか。

- 立川市クリーンセンターにつきましては、令和6年12月4日から受入れを開始する予定です。

Q4 いつまで広域処理を行うのでしょうか。

- 東京都からは令和8年3月まで広域支援を行う予定と示されておりますが、被災地での建物の公費解体の進捗により、変更となる場合があります。

Q5 どのくらいの災害廃棄物を処理するのでしょうか。

- 立川市クリーンセンターでは令和6年度は約124トンの災害廃棄物を受け入れる予定です。令和7年度の受け入れ量は未定です。

Q6 どんな廃棄物が立川市クリーンセンターに搬入されるのでしょうか。

- 主に木くずであり、廃プラ等が混ざった可燃性廃棄物です。

Q7 搬入できない不適物は、どのように除去するのでしょうか。

- 現場で分別解体を行い、廃棄物は種類別に分けられます。分けられた廃棄物は仮置場に運搬され、重機で選別を行ったうえで、破碎機・磁選機等を通し不適物を除去しています。さらに、別の集積所に運搬後、手選別により有害物や危険物等が混入しないよう不適物を除去しています。

Q8 アスベスト含有廃棄物や水銀含有廃棄物が入ってこないでしょうか。

- 現場において、アスベスト含有廃棄物や水銀含有廃棄物を除去しており、現地での処理施設における分別状況やアスベストや水銀の測定結果など、安全性について確認していきます。
(アスベスト含有廃棄物：アスベストが含まれるスレート板など。)
(水銀含有廃棄物：水銀式血圧計、水銀式体温計、蛍光管など)

Q9 CCA 処理木材（銅、クロム、砒素）は入ってこないでしょうか。

- 建設リサイクル法に係る国の基本方針（特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針）によりますと、CCA 処理木材については他の木材と分別したうえで「焼却処理又は埋立処分すること」となっております。この為、そうした木材が万一混入したとしても、立川市クリーンセンターで適切に焼却がなされることから環境への影響は生じないものと考えられます。なお、現地での処理施設における分別状況や測定結果など、安全性について確認していきます。
※ CCA 処理木材：木材の防腐・防蟻を目的として CCA（クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤）を木材内部に加圧注入処理したもので、昭和 40 年代初期から電柱や家屋の土台などに使用されてきたもの。